インフルエンザに係る出席停止の対応について(依頼)

日頃より、本市の感染症対策に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行が心配される中、 医療機関のひっ迫を防ぐため、今年度より、インフルエンザと診断された場合や 検査キットでインフルエンザと判定された場合は、保護者の方が「インフルエン ザ経過報告書」と、その下段の体温記録表により、出席停止と再登園の判断をし ていただくことになりました。

医療機関によっては、インフルエンザの検査を行わず、臨床診断にて判断される場合があります。園では、下記のとおり対応いたしますので、御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

記

- 1 医療機関から検査の実施に関わらずインフルエンザと診断された場合や検査 キットでインフルエンザと判定された場合は、その旨を園に伝え、「インフルエ ンザ経過報告書」を保護者の方が記入し、登園可能日まで体温記録表に記録をし、 登園の際に園に提出をお願いします。
- 2 「インフルエンザ経過報告書」は、園から配布してもらうか富士市の ウェブサイトよりダウンロードできます。<u>医療機関にはありませんので</u> <u>ご注意ください。</u>



- *熱が下がらない、咳が出るなど気になる症状等がある場合や、登園が可能か判断に迷う場合は、かかりつけ医にご相談ください。
- 3 その他の流行性耳下腺炎、麻疹、水痘、風疹などの出席停止に関しては、これまでと同様に、登園の際には、園にある「登園許可証明書」を医療機関に記入していただき、園に提出いただきますようお願いいたします。
- 4 別紙の「インフルエンザの発症から再登園までの流れ」をご確認ください。